

平成27年度から平成29年度までの介護保険料

段階	要件	負担割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者等または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.45	29,000円 (注1)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.60	38,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.70	45,200円
第4段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.80	51,600円
第5段階	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×1.00	64,500円
第6段階	市民税課税者で合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	71,000円
第7段階	市民税課税者で合計所得金額が125万円超200万円未満	基準額 ×1.25	80,600円
第8段階	市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	96,800円
第9段階	市民税課税者で合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額 ×1.70	109,700円
第10段階	市民税課税者で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.00	129,000円
第11段階	市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.30	148,400円

(注1) 第1段階の保険料については、別途公費により、32,300円から29,000円に軽減しています。

(注2) 「合計所得金額」とは、保険料を賦課される年度の前年中(1月1日～12月31日)の所得の合計で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。また、不動産の譲渡所得がある場合は、特別控除を差し引く前の金額で合計所得金額が計算されます。

(注3) 「課税年金収入額」とは、国民年金や厚生年金など市民税の課税対象となる年金収入額の合計で、遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は含みません。

(注4) 毎年4月1日時点の世帯(年度途中で65歳になる人、市外から転入した人は、その時点)を基準にしています。

(注5) 年度途中で65歳になる人は、65歳になった日(誕生日の前日)の属する月から、市外から転入した人は、転入日の属する月から、年額保険料を月割で計算した額となります。